

「酒類の提供停止」「カラオケの利用自粛」の協力要請により 影響を受ける事業者への支援金に関するよくあるご質問

令和3年5月15日

更新 令和3年5月28日

よくあるご質問について、以下のとおり整理いたしました。

現在の急速な感染拡大状況にある中で、ご不便をおかけしますが、何卒ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【 要請内容について 】

Q 1. 今回の要請の内容は？

A. 令和3年5月16日、まん延防止等重点措置区域の追加指定を受け、飲食店等への時短要請対象地域を拡大するとともに、新たな要請を行うこととなりました。

1. まん延防止等重点措置区域の拡大（16市町 → 22市町）

飲食店等に対し、午前5時から午後8時までの時短要請（酒類の提供は終日停止）を要請【特措法第31条の6第1項】

22市町（※下線が追加された6市町）：

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、
各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町
高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町

2. その他区域（20市町村）

飲食店等に対し、新たに午前5時から午後8時までの時短要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）【特措法第24条第9項】

20市町村：

美濃市、飛騨市、郡上市、海津市、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、
安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、
八百津町、白川町、東白川村、白川村

3. カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、カラオケの利用自粛を要請
- ・まん延防止等重点措置区域（22市町）【特措法第31条の6第1項】又は【特措法第24条第9項】
 - ・その他区域（20市町村）【特措法第24条第9項】

Q2. 自粛要請期間はいつまでか？

- A. 令和3年5月16日（日）から5月31日（月）までの16日間です。
但し、16日（日）及び17日（月）は猶予期間とします。
この全期間ご協力を頂いた場合のみ支援金を支払います。
なお、17日（月）、18日（火）から全期間ご協力いただいた場合も、ご協力いただいた日数に応じて支給対象とします。

【 支援金について 】

Q3. 「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金とは何ですか？

- A. 日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、要請の対象となる店舗が対象期間全てにおいて、県の要請に全面的にご協力いただける事業者に対して支給するもので、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」の対象とならないが、直接の影響を受けるまん延防止等重点措置区域で酒類を提供する飲食店等を経営する事業者及び県内全てのカラオケ店及びカラオケ設備を有する店舗等を経営する事業者が対象となります。

Q4. 支援金の対象事業者は？ 大企業も対象となりますか？

- A. 支援金の対象事業者は以下のとおりです。要件を満たすのであれば、大企業も対象となります。
- ①協力金（第5弾）の対象とならない、まん延防止等重点措置区域の酒類を提供する飲食店等を経営する事業者（元々午後8時以前までの営業時間であった飲食店等）
 - ②協力金（第5弾）の対象とならない、県内全てのカラオケ店及びカラオケ設備*のある店舗等を経営する事業者（まん延防止等重点措置区域において、酒類の提供を行っ

ている事業者は、酒類提供の停止も条件となります。)

(注意) 今回の支援金の対象は、「事業者」であり、「店舗」ではありませんので、ご注意ください。

この場合の「事業者」とは、従前から必要な許認可等を取得の上、岐阜県内の対象市町村に所在する対象となる店舗を運営している事業者です。

なお、対象となる店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

※ ここでいう「カラオケ設備」とは商用目的で設置されたカラオケ設備を言い、家庭用カラオケ設備等は含まれません。

Q 5. 支援金額はいくらか？ 県の協力金やその他の支援金も重複してもらえますか。

A. 一事業者あたり10万円（一律）となります。

また、協力金（第5弾）やその他の支援金との重複受給はできません。

※ 協力金（第5弾）の対象となる事業者は、本件支援金の対象外です。

また、県の「岐阜県酒類納入事業者支援金」、「岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金」、「岐阜県内宿泊事業者支援金」を受給する場合には、本支援金は受給できません。

※ 協力金（第5弾）は要請期間終了後の申請受付を予定していますので、いましばらくお待ちください。

Q 6. 支援金が支払われるための自粛対象期間は？

A. 自粛要請期間である令和3年5月16日（日）から5月31日（月）までの16日間です。

但し、16日（日）及び17日（月）は猶予期間とします。

この全期間ご協力を頂いた場合のみ支援金を支払います。

なお、17日（月）、18日（火）から全期間ご協力いただいた場合も、ご協力いただいた日数に応じて支給対象とします。

Q 7. 支援金の受付は？

A. 受付期間は令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）（当日消印有効）です。また、受付は郵送のみです。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（持参による申請は受付しておりません。）

受付についての詳細は、岐阜県公式HPでご確認ください。

【 支援金の申請について 】

Q 8. 申請に必要となる書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式HPからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課（総合庁舎内）のほか、市町村役場において、所定の窓口にて備え付けられています。

市町村窓口 URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/250704.pdf>

Q 9. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか。

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

Q 10. 誓約書は自作のものでもよいですか。

A. いいえ。必ず所定の様式（様式3）をご利用ください。

Q 11. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

Q 12. 営業実態の分かるものとして何を提出すればよいですか？

A. 直近3カ月（令和3年2月～4月）の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを提出してください。

Q 1 3. 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A. 例えば、日次の現金出納簿など、売上と支出が分かる帳簿や、営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を確認した上で、判断させていただきます。

Q 1 4. 営業許可証の写しを提出する必要はありますか？

A. 要請の全期間中に有効な飲食店営業許可書、喫茶店営業許可書のほか、必要な許認可の写しを提出してください。

Q 1 5. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？

A. 構いません。但し、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

Q 1 6. 酒類の提供停止やカラオケの利用自粛の状況が分かる書類とはどのようなものをいいますか？

A. 原則としては、写真をいいます。写真以外ではWEBサイトの写し、酒類提供停止やカラオケ利用自粛をお知らせするチラシなどの他、情報誌の掲載ページの写しやSNSページの写し等が考えられます。

Q 1 7. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A. 審査の段階で営業実態や酒類の提供停止やカラオケの利用自粛の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、提出を求めた資料が期限までに提出されない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給とさせていただきます。

また、申請書類として提出されたものは、返却しません。

Q18. 支援金の支給を受けた場合、課税対象となりますか？

- A. 支援金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。但し、支援金の支給額を含めた1年間の収入から、必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

Q19. 支援金の支給条件である遵守すべき「業種別ガイドライン」や「コロナ社会を生き抜く行動指針」とは何か？

- A. 遵守すべき基本的な感染防止対策を示しているものです。具体的には以下のとおりです。

【業種別ガイドライン】

各業界団体が専門家の知見を踏まえて策定した、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインです。

内閣官房のウェブサイトに一覧が掲載されていますので、該当する業種のガイドラインを確認してください。

参考 URL (外部サイト) : <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

《主な業種別ガイドライン》

飲食店 (レストラン、食堂、居酒屋等)	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン((一社)全国生活衛生同業組合中央会、(一社)日本フードサービス協会)
接待を伴う飲食店 (キャバクラ、ホストクラブ等)	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会)

【コロナ社会を生き抜く行動指針】

あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、県民の皆様が習慣として身に付けていただきたい基本的な感染防止対策をお示ししています。

内容等の詳細については県 HP をご確認ください。

参考 URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>

Q 2 0. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」とは何か？

A. 新しい生活様式が求められている中、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において新型コロナ感染防止対策を実施していることをわかりやすく伝えることを目的とし、県が配布するものです。

店舗が所在する各市町村に申込みいただくことで、取得することができます。

Q 2 1. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の申込み方法は？

A. 申込書と宣言書を店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

また、紛失等の理由により、ステッカーの再交付を希望の店舗につきましても、所在する市町村窓口へご相談ください。

なお、別途「感染防止対策マニュアル」の作成・提出をお願いしている、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウスにつきましては、感染防止対策マニュアルの提出をもって申込みとし、ステッカーを配布いたします。

Q 2 2. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していない店舗は、酒類提供の停止等の要請に応じても支援金を支給してもらえないのか？

A. 「業種別ガイドライン」及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」の遵守と併せて、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示してあることを支援金支給の要件としています。

まだ、取得されていない店舗につきましては、速やかに申込みください。

Q 2 3. 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が時短要請の開始日間に合わない場合、支援金は支給されないか？

A. 万一、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得、掲示が遅れる場合であっても、実態として「業種別ガイドライン」及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守したうえで、営業を実施しているのであれば、支援金の支給対象となります。

ただし、そのような場合であっても、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していることを、支援金の支給要件とすることに変更ありませんので、まだステッカーの取得、掲示がされていない店舗につきましては、速やかに申込みください。

Q 2 4. 感染防止対策マニュアルを提出していない「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、「ライブハウス」は、要請に応じても支援金を支給してもらえないのか？

A. 岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第1波における休業要請が解除された後も、クラスターが発生するなど、感染リスクの高い、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウス等について休業協力要請を継続しています。

これらの業種の店舗については、感染防止対策マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の提出をもって店舗ごとに休業協力要請を解除しているところです。

そのため、現時点でマニュアルを提出していない店舗は、支援金の申請書類と併せてマニュアルも提供していただくことが支援金支給の条件となります。

Q 2 5. 指定管理者や第3セクターは支援金の支給対象か？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、支援金の支給対象ではありません。

Q 2 6. 県内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設について酒類提供の停止、カラオケ利用自粛しなければ支援金はもらえないのか？

A. 県内の全ての店舗について酒類提供の停止、カラオケ利用自粛する必要があります。

Q 2 7. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は支援金支給の対象となるか？

A. 対象となる店舗を運営する者であって、要請に応じた酒類提供の停止、カラオケ利用自粛（商用目的に限る）等を行った場合であれば対象となります。